

# 【閲覧用】

令和5（2023）年第11回 飯塚市農業委員会総会 議事録				
開催年月日	令和5（2023）年11月10日（金）			
開催場所	本庁 4F 入札室			
開会	午後2時	閉会	午後2時40分	
議事及び 議決結果	番号	件名	結果	備考
	議案第56号	農地法第3条の許可申請について	許可	8件
	議案第57号	農地法第4条の許可申請について	許可相当	2件
	議案第58号	農地法第5条の許可申請について	許可相当	5件
	議案第59号	農用地利用集積計画（利用権設定）について	許可	42件
	議案第60号	農用地利用集積計画（所有権移転）について	許可	2件
	議案第61号	農業振興地域整備計画の変更について	許可	8件
	報告第31号	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について	済	1件
	報告第32号	農地所有適格法人の報告書について	済	2件
	報告第33号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について	済	17件
	報告第34号	農地転用完了等の報告について	済	一
出席委員	農業委員	18人	農地利用 最適化推進委員	9人
欠席委員	農業委員		1人	
署名委員	6番	新開 剛	7番	岡松 美由紀
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	市吉 英男

農業委員出席状況 (18名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	一
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況 (9名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 真二	○
2	幸崎 熱	○	17	大久保 敏昭	○
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	○
4	肘井 郁秀	○	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	○	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	○	22	稻富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	—
12	星野 弘明	—	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	○	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	—

議案第 56 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(1 番推進委員：宮本委員)</p> <p>本件に関しては 10 月 25 日、譲受人の [REDACTED] より現地で説明を受けました。[REDACTED]においては農機具も揃っており、農業するには何ら問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 56 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(17 番農業委員：小山委員)</p> <p>現地については農地パトロールの時点では雑草と蔓が生い茂っていました。たぶん 20 年以上荒れていたと思います。10 月の初めに [REDACTED] の父、[REDACTED] から説明を受けました。私の家の近くでありますので、10 月 18 日に再び現地に行くと、雑草や蔓の根は重機を使って堀り上げられ、石は隅に集められていました。現状はもう畑として整備されております。農機具も保有されていますので、問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 56 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]

		耕作者数	
譲渡人			
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(7番推進委員：城丸委員)  この件は、生前贈与という形で行われております。本人さんは94歳と高齢のため、施設に入院。譲受人が息子さん65歳です。この物件については、飯塚市立病院より車で大体3分ぐらいです。この場所は、通称 [REDACTED] と今まで呼ばれていました。息子さんについては [REDACTED] に住んでいる方で、現地でお話ができないかかったんですけど、電話等でちょっとお話をさせてもらって、今後ブドウ園をするということで、譲渡人とその息子さんの2人で管理するという計画でした。今は草が茂っている状態ですが、もうブドウの苗木は植えてありましたので、今後2人で管理していくということで、周りに迷惑かけないということでおっしゃっていました。また今後、何らかの変更があれば、農業委員会に相談するということで、そういう旨を受けておりますので、審議のほどよろしくお願いします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第56号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]	耕作者数	[REDACTED]
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(2番推進委員：幸崎委員)  先月17日に申請者代理人の方から説明を受けました。[REDACTED]は農家もされています。農機具も揃っていますので、問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第56号第5項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
-----------------	------------

譲受人		耕作面積	
譲渡人		耕作者数	
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(16番推進委員：山本委員)</p> <p>10月18日、藤田武治農業委員と一緒に現地にて譲受人の[REDACTED]から説明を受けました。[REDACTED]は既に[REDACTED]以上耕作されており、また農機具も一式保有されておりますので、特に問題はありません。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

#### 議案第56号第6項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
譲渡人			
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(16番推進委員：山本委員)</p> <p>10月17日、藤田武治農業委員と一緒に現地にて譲受人の[REDACTED]から説明を受けました。[REDACTED]は事務局の説明のとおり、新規就農者で申請地でジャガイモや玉ねぎ、みかんなどを耕作する予定です。また農機具も一式保有されておりますので、事務局の説明どおりであれば特に問題はありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

#### 議案第56号第7項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
譲渡人			

	[REDACTED]
備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(17番推進委員：大久保委員) 10月12日に申請者より連絡をいただきました。しかしながら事務局より書類が届いておらず、大体のお話を伺いました。改めまして11月3日に農業委員さんと現地確認をいたしました。[REDACTED]の3筆です。現地は複数年作付されておらず、草が生えておる状態です。耕作の準備が間に合えば、次年度作付するようにお伺いしております。審議のほどよろしくお願ひいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第56号第8項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(5番推進委員：高木委員) 先月、譲受人の方から連絡を受けまして、現地を確認しております。譲受人につきましては、もう以前より農業をしてあります。また農機具等もありますので、別に問題ないと思います。ご審議のほどお願いします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第57号第1項 農地法第4条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
転用目的 施設の概要	貸資材置場		
備考	隣接宅地485.6m <sup>2</sup> を含め、計画面積は1,582.6m <sup>2</sup> となる。		
造成	最大20cm程度の盛土工及び50cm程度の切土工。		

進入口	南側市道から幅 4m の既設進入路を利用。
土留め	北側、西側及び東側の一部において、コンクリートブロックを設置。 隣接する土地との境界部分については、既設のコンクリートブロック及び石積みへなげかけ。
被害防除	特段の施工無し
雨水排水	表面砂利敷仕上げのため、主に敷地内自然浸透。 処理しきれない表面雨水については、北東側に勾配を付け新規設置する枠へ集水を行う。集水枠からは排水管を経由して北側水路へ放流。
生活雑排水	なし
工事計画期間	令和 5 年 12 月 15 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。
水利同意	■ 生産組合の同意あり。
第 4 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	・東側、西側及び北側の水路と申請地の間については、自費施工にて張コンクリートを行う。
地区推進委員報告	(13 番推進委員：大庭委員) 本件につきましては、既存住宅に張り付いた農地を含めて、貸資材置場敷地とする転用目的の申請でございます。計画地周辺は宅地、用排水路、道路と接しております。周辺農地の状況は、北側に用排水路を挟んで農地が広がっておりますが、既存住宅に張り付いた第一種住居地域の第 3 種農地であります、転用することで周辺農地に支障が出ることはないと考えております。本件につきましては、当初地元生産組合の水利同意が得られなかったことから当委員会でも協議した案件でございますが、申請者並びに地元生産組合のご理解により同意が得られたものでございます。計画どおり施工されるのであれば転用許可については問題がないと考えております。
現地調査報告	(9 番農業委員：水間委員) 本件は所有者 ■ による、資材置場への第 4 条転用ですけど、今事務局並びに推進委員の方から説明がありました通り、地元生産組合の水利関係承諾を得られないために、その取り扱いについて 9 月 8 日に開催された第 3 回全体会議の協議事項となつたものです。物件の場所は飯塚市 ■ 地区で、北側には、年間を通して流水している幅 1m ほどの幹線用水路があり、農地も広がっております。同地区では用水路の管理のために幹線用水路には 70cm 以上のセットバックを設けるという生産組合の規約があります、 ■ からこの了承が得られないということで、水利関係承諾書への同意は図られておりませんでしたが、今回、農業委員会事務局による両者への指導により合意を図れたものと思われます。現地調査後の検討会においても特段の意見は出ておりません。 ■ が計画通り、事務局の説明の通り施工すれば、問題はないと思われます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

土地の所在地 地目、面積			
申請人		農地 区分	3種 (第一種住居地域)
転用目的 施設の概要	共同住宅 2棟 321.42 m <sup>2</sup>		
備考	令和5年10月23日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大110cm程度の盛土工及び最大50cm程度の切土工。		
進入口	申請地南西側から幅5.5mの進入路を新設。		
土留め	申請地東側及び北側においてCB擁壁を新設。 進入路を除く南東側及び南側においてはセットバック箇所よりCB擁壁を新設。		
被害防除	新設擁壁に80cmのフェンスを新設。		
雨水排水	浸透性アスファルト舗装を施し地盤浸透。また、申請地北側に溜枡を敷設し既存水路へ放流。雨水排水のため、横断暗渠設置について自費施工承認申請書を土木管理課へ提出済み。		
生活雑排水	公共下水管へ放流。		
工事計画期間	令和5年12月15日から令和6年12月31日まで。		
水利同意	農区の同意あり。		
第4条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(1番推進委員:宮本委員) 10月30日、土地家屋調査士の松生氏より現地にて説明を受けました。雨水、生活排水も整備され、防除壁も整備されるということです。また地元農区の同意を得ており、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。		
現地調査報告	(13番農業委員:奥野委員) 昨日、現地調査の方に回っております。その後、市役所に戻りまして協議を行いましたが、特段意見は出ておりません。計画通り施工されれば問題ないかと考えております。審議をお願いします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

#### 議案第58号第1項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	2種 (10ha未満)

譲渡人	[REDACTED]	
転用目的 施設の概要	特定建築条件付売買予定地 6棟 347.76 m <sup>2</sup>	
備考	売買 令和5年10月3日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。	
造成	造成は最大80cmの盛土工。	
進入口	各分譲地へは西側市道及び南側市道より進入。	
土留め	申請地北側及び東側においてCBブロックを新設。 申請地西側及び南側においては市道へ擦り付け。	
被害防除	特段の施工なし。(区画購入者が外構建築の際にフェンス設置予定)	
雨水排水	申請地内に溜枡及びVP管を敷設し、新設道路側溝へ放流。また、放流先である道路側溝新設のため、自費施工承認申請書を土木管理課へ提出済み。	
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を設置し、西側及び南側の新設道路側溝へ放流。	
工事計画期間	令和5年12月15日から令和7年12月31日まで	
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。	
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。	
補足説明	なし	
地区推進委員報告	(17番農業委員：小山委員) 10月30日、土地家屋調査士の松生氏より、現地にて説明を受けました。 [REDACTED] 農区の同意もありますので問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。	
現地調査報告	(19番農業委員：原田委員) 造成目的といたしましては、宅地分譲地であり造成は最大80cmの盛土工となっております。進入口も西側と南側には道はもう十分あります、この件につきましては問題ないと思います。6棟の分譲地につきましても、各部分に浄化槽を取り付けられ、道路に面した部分は水路も作られるということです。また周囲も新興住宅地でございますので、この内容から判断しまして、何ら問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。	
質疑・意見	なし	
審議結果	許可相当	

#### 議案第58号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]
地目、面積	[REDACTED]
権利内容	所有権

譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 99.78 m <sup>2</sup>		
備考	贈与		
造成	現況を均す程度。		
進入口	東側市道からの進入。		
土留め	北側、東側及び西側において、既存擁壁へ投げ掛け。 南側において、隣接地へ擦り付け。		
被害防除	西側において、高さ60cmのフェンスを設置。 南側において、高さ100cmのネットフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水枠、新設側溝、溜枡を敷設し、北側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和5年12月5日から令和6年11月30日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	西側に隣接する農地 ([REDACTED])への進入のため、幅約2.2mの進入路を確保。通行承諾書の添付あり。		
地区推進委員報告	(18番推進委員:久井田委員)  10月9日に譲渡人の [REDACTED] と協議しまして、譲受人の [REDACTED] は譲渡人の甥子女になるそうです。土地の半分ちょっとが宅地になっていますが、建てる家の大きさと、四角い家を建てたいということで、それが入らないので、隣の土地も宅地にしたいということです。宅地にした場合に、もう一筆13m <sup>2</sup> だったかな14m <sup>2</sup> そのくらいの細長い土地が残りますので、もう田んぼとして使用できないため、その分も一緒に宅地として申請したいということでした。近隣住民の方にはきちんと説明されて了解を得ているそうです。何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくお願ひいたします。		
現地調査報告	(17番農業委員:小山委員)  昨日の現地調査でも、その後の検討会でも特に意見はありませんでした。以上で終わります。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

#### 議案第58号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
権利内容	所有権

譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	共同住宅 2棟 413.53 m <sup>2</sup>		
備考	売買 隣接宅地 619.62 m <sup>2</sup> を含め、計画面積は 1,283.62 m <sup>2</sup> となる。		
造成	造成は最大 120 cm の盛土工。		
進入口	申請地北側市道より進入、または南側市道より進入。		
土留め	申請地東側においては CB ブロックを新設。 申請地西側においては一部を除き CB ブロックを新設。また、一部は L 型擁壁を新設。 申請地北側及び南側においては市道へ擦り付け。		
被害防除	新設擁壁に高さ 80 cm のメッシュフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水枠、自由勾配側溝を新設し、北側及び南側既存水路へ放流。		
生活雑排水	公共下水管へ放流。		
工事計画期間	令和 5 年 12 月 10 日から令和 6 年 6 月 30 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 ※融資証明の名義は譲受人の [REDACTED] 氏。資金提供承諾書添付あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	計画面積は 1,000 m <sup>2</sup> 以上であるが、宅地部分の区画形質の変更が発生しないため、1,000 m <sup>2</sup> 未満の開発とみなし、開発指導要綱による事前審査会の必要なし。		
地区推進委員報告	(4 番推進委員：時井委員) この件は 10 月の中旬、[REDACTED] の [REDACTED] の方から連絡がありました。その後、[REDACTED] の新築集合住宅工事について現地確認、工事内容の説明を受けました。既に [REDACTED] 地区との水利等は同意済みであり、図面通り施工されれば何ら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。		
現地調査報告	(3 番農業委員：橋本委員) 11 月 9 日に現地調査を行いました。当該申請は、隣接する宅地と合わせて、共同住宅 2 棟を建築しようとするものです。その後、検討会を行いましたが、別段意見は出ておりません。地元の水利同意もいただいておりますので、事務局からの説明通り、転用後に共同住宅建築がなされれば問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]				
権利内容	所有権				
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種居住地域)		
譲渡人	[REDACTED]				
転用目的 施設の概要	宅地分譲				
備考	<p>売買 令和5年10月23日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。 隣接宅地720.34m<sup>2</sup>を含め、計画面積は1,495.83m<sup>2</sup>となる。</p>				
造成	最大60cm程度の盛土工及び10cm程度の切土工。				
進入口	北側市道から幅6mの進入路を敷設。各分譲地へこの進入路から進入。				
土留め	東側、西側及び南側において、空洞ブロックを設置。				
被害防除	特段の施工無し				
雨水排水	新設道路の側溝にて集水し、北側道路側溝に放流。				
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。				
工事計画期間	令和5年12月10日から令和6年4月10日まで				
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。				
第5条第2項各号	<p>(資金)自己資金。残高証明書あり。 (信用)現在、違反転用事案なし。</p>				
補足説明	<p>・申請地北側においては、市道中央から3.25mの位置まで幅員を確保するため100cm程度のセットバックを行う。セットバック部分については市へ帰属となる。 (飯塚市 土木管理課と協議済み。)</p>				
地区推進委員報告	<p>(13番推進委員:大庭委員) 本件、農地法5条によります申請につきましては、住宅地に残った農地と宅地を含めた宅地分譲の転用目的でございます。計画地周辺は宅地、用排水路、道路と接しており、隣接する農地はございません。本件農地につきましては第一種居住地域の第3種農地であります。住宅地に囲まれた取り残された農地でございます。転用することで周辺用地に支障が出ることは排水だけでございますが、地元生産組合の説明、また了承も得られておりますので、計画通り施工するのであれば、転用許可については問題ないと考えております。</p>				
現地調査報告	<p>(5番農業委員:多田委員) 先日、現地調査を行い、さらに帰りまして検討会を行いましたけど、特段委員の皆さんのご意見はございませんでした。なお、先ほど推進委員が申し上げましたように水利権等においても地元の了解が出てありますので、説明通り業者が施工すれば何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>				

質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 58 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	使用貸借権		
借主	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種居住地域)
貸主	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	令和 5 年 10 月 23 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	表面を均す程度。		
進入口	市道に接している周辺宅地( [REDACTED] )に道路を新設し、隣接地 ( [REDACTED] ) を通過して、申請地西側から進入。		
土留め	東側、及び北側において、空洞ブロックを設置。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	表面砂利敷仕上げのため、主に敷地内自然浸透。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 5 年 12 月 10 日から令和 6 年 4 月 10 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(13 番推進委員：大庭委員) 本件につきましては、4 項と同じ隣接するところの申請でございます。状況としましては 4 項と同じ状況でございまして、排水だけが問題となっておりますが、地元生産組合の説明、また了承も得られておりますので、計画通り施工するのであれば支障がないと考えております。		
現地調査報告	(7 番農業委員：岡松委員) 昨日、現地調査検討会を行いました。先ほど事務局が言ったように、検討会において民家が隣接し、また隣の宅地分譲地で砂利を置くと風などで粉塵の影響があるのではないかと、以前にもそういう案件があったということで、確認のお願いしておりました。その他は施工通り行われれば問題ないかと思います。審議のほどよろしくお願ひいたします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 59 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	164,484.73 m <sup>2</sup>		
	畠	0.00 m <sup>2</sup>		
	樹園地	0.00 m <sup>2</sup>		
	採草放牧地	0.00 m <sup>2</sup>		
	計	164,484.73 m <sup>2</sup>		
作物別設定面積	水稻	(3年以下)	60,062.73 m <sup>2</sup>	17 件
		(6年以下)	57,451.00 m <sup>2</sup>	13 件
		(10年以下)	42,775.00 m <sup>2</sup>	9 件
		計	160,288.73 m <sup>2</sup>	39 件
	麦	(3年以下)	3,631.00 m <sup>2</sup>	2 件
		計	3,631.00 m <sup>2</sup>	2 件
	野菜	(6年以下)	565.00 m <sup>2</sup>	1 件
		計	565.00 m <sup>2</sup>	1 件
	計	(3年以下)	63,693.73 m <sup>2</sup>	19 件
		(6年以下)	58,016.00 m <sup>2</sup>	14 件
		(10年以下)	42,775.00 m <sup>2</sup>	9 件
		計	164,484.73 m <sup>2</sup>	42 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 60 号第 1 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	譲受人 耕作面積	[REDACTED]
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]		
所有権の移転時期	令和 5 年 11 月 24 日		
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 60 号第 2 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	譲受人 耕作面積	[REDACTED]
譲渡人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
所有権の移転時期	令和 5 年 11 月 24 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

議案第 61 号第 1 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	[REDACTED] [REDACTED]
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
申請理由	非農地証明申請
参考事項	令和 5 年 10 月 19 日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第 61 号第 2 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]
申請理由	共同住宅建設
参考事項	南側、西側が農用地に接しているが、北側、東側は農用地外であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和 5 年 10 月 19 日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし

質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第 61 号第 3 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	[REDACTED]
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
申請理由	保育園運動場の拡張
参考事項	東側が農用地に接しているが、南東側以外は農用地外であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和 5 年 10 月 19 日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第 61 号第 4 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	[REDACTED]
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
申請理由	資材搬出置場の進出路新設
参考事項	西側以外は農用地に接しておらず、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和 5 年 10 月 19 日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第 61 号第 5 項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	[REDACTED]
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]

申請理由	工場・事務所建設
参考事項	北東側、北西側が農用地に接しているが、南東側、南西側は農用地外であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和5年10月19日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第61号第6項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	[REDACTED] [REDACTED]
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
申請理由	一般住宅建設
参考事項	北部側以外が農用地に接しているが、北部側は農用地外であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和5年10月19日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第61号第7項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	[REDACTED] [REDACTED]
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]
申請理由	太陽光発電設備設置
参考事項	農地に接しておらず、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和5年10月19日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第61号第8項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	[REDACTED] [REDACTED]
土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]
申請理由	特定建築条件付売買予定地
参考事項	東側、西側が農用地に接しているが、北側、南側は農用地外であり、東側の農用地についても利用に支障がないと判断されるため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和5年10月19日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

報告第31号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について

土地の所在地 地目、届出面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	2種
施設の概要	貯水タンクの設置		
利用状況	2a 未満の農業用施設		
備考	令和5年9月25日付け飯塚市告示第316号にて農用地区域の用途区分を農地から農業用施設用地へ変更済み。		
結果	済		

報告第32号第1項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	[REDACTED]
主たる事務所の所在地	[REDACTED]
代表者の氏名	[REDACTED]
代表者の住所	[REDACTED]
法人が所有し、又は所有権以外の使用及び収益する権利を有している農地	[REDACTED]
事業の状況	農畜産物名：米、大豆、麦、飼料用米 関連事業等名：農作業受託、加工販売
構成員数	[REDACTED] [REDACTED]
業務執行役員数	[REDACTED]

要件の適否	適正
備考	無
結果	済

報告第 32 号第 2 項 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	[REDACTED]
主たる事務所の所在地	[REDACTED]
代表者の氏名	[REDACTED]
代表者の住所	[REDACTED]
法人が所有し、又は所有権以外の使用及び収益する権利を有している農地	[REDACTED]
事業の状況	農畜産物名：米、麦 関連事業等名：農作業受託、加工販売
構成員数	[REDACTED]
業務執行役員数	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
要件の適否	適正
備考	無
結果	済

報告第 33 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 9 月 22 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 9 月 22 日
結果	済		

報告第 33 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]
地目、面積	[REDACTED]
借主	[REDACTED]

	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 9 月 21 日
備考	3 条永小作権（委員会）	引渡年月日	令和 5 年 9 月 21 日
結果	済		

報告第 33 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 10 月 3 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 10 月 3 日
結果	済		

報告第 33 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 9 月 18 日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和 5 年 9 月 18 日
結果	済		

報告第 33 号第 5 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 10 月 2 日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和 5 年 10 月 31 日
結果	済		

報告第 33 号第 6 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 10 月 2 日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 10 月 31 日
結果	済		

報告第 33 号第 7 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 10 月 2 日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 10 月 31 日
結果	済		

報告第 33 号第 8 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 10 月 2 日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 10 月 31 日
結果	済		

報告第 33 号第 9 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地			
地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 10 月 1 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 11 月 30 日

結果	済
----	---

報告第 33 号第 10 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由			
備考	双方合意	合意年月日	令和 5 年 10 月 13 日
結果	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 10 月 13 日
結果	済		

報告第 33 号第 11 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由			
備考	双方合意	合意年月日	令和 5 年 10 月 13 日
結果	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 5 年 11 月 30 日
結果	済		

報告第 33 号第 12 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 10 月 16 日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和 5 年 11 月 10 日
結果	済		

報告第 33 号第 13 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			

解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年10月17日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年10月17日
結果	済		

報告第33号第14項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年9月30日
備考	戦前の権利不明小作	引渡年月日	令和5年11月20日
結果	済		

報告第33号第15項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年10月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年10月23日
結果	済		

報告第33号第16項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年10月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年10月1日
結果	済		

報告第33号第17項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
-----------------	------------

借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年10月19日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年10月19日
結果	済		

報告第34号 農地転用完了等の報告について

①前月中に

- (1) 完了予定日を迎えた転用案件
- (2) 完了確認を行った転用案件
- (3) 現況証明書を交付した転用案件

②今月中に

- (1) 完了予定日を迎える転用案件

③前月中に

- (1) 非農地証明を交付した案件

備考	なし
結果	済